

個人再生ファンド匿名組合Ⅱ

契約締結前交付書面

<この書面をご覧くださいますようお願い申し上げます。>

※この書面集は金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様がお取引する前に、あらかじめ当該取引に関する重要事項の情報を提供するものであり、お客様に必ずご確認・ご理解していただく必要があるものです。お客様におかれましては、この書面の内容を十分にお読みいただきますようお願い申し上げます。

お客様がファンドに出資した金銭は、多重債務者等への貸付により運用されます。

ファンドへの出資は、様々なリスクがあり、利益が得られることもある反面、場合により、投資元本を割り込み、損失(元本欠損)が生じるおそれがある取引です。したがって、お取引の際には、本匿名組合契約の特性をご理解いただいた上で、お客様自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして、ご自身の判断と責任において取引を行っていただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

一般社団法人 生活サポート基金

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1番1号セントラルプラザ6階

電話 03-5227-7260

※ 受付時間：平日 9:30~18:00

■ ファンドに係る手数料等の諸費用

(1) 申込手数料 申込手数料はありません。

(2) 払戻手数料 払戻手数料はありません。

(3) その他の手数料等

出資金及び払戻金の銀行振込料等の分配金の送金にかかる手数料、クーリングオフにかかる書類送料および出資金の銀行振込料等の送金にかかる手数料、譲渡等における書類送料等の手数料は本匿名組合員負担とします。

(4) 営業者報酬

各事業年度あたり、本匿名組合契約第8条第2項に定める収入の合計から第8条第2項に定める費用の合計を控除した金額を、当該計算期間末日における総出資金額で除して計算した割合が、出資者配当目標利回りを超える場合には、その超える部分の利益について、その全額が営業者報酬として各事業年度末日に営業者にファンドから支払われます。

(5) 上記のほか、以下の費用が発生した場合には、ファンドから支払われます。

- ① 銀行手数料
- ② 営業者の役員に対する報酬
- ③ 本匿名組合の決算料
- ④ 弁護士、公認会計士又は税理士に対する顧問料
- ⑤ 本匿名組合の組成のための運営費用
- ⑥ 本営業におけるクレジットコスト
- ⑦ その他の営業者関連契約に基づき本匿名組合が負担すべき費用等

(6) 損益の分配

① 営業者は、本営業により各事業年度に生じた事業損益を、第18条の定めに従い計算します。なお、本匿名組合員に対する事業損益の分配については、出資割合に応じることとします。

② 各事業年度における「事業損益」とは、一般に公正妥当と認められる会計基準に従い(一般に公正妥当と認められる会計基準が税法に定める会計処理の方法と相違する場合には、税法に定める会計処理の方法に従うものとします。以下同様とする。)決定された本営業の遂行から生じた収益から費用を控除して計算し、主として営業者に生じた以下のものから構成されます(但し、これらに限られません)。

(I) 収益の合計

(i) 投資対象からの利息収入

(ii) 銀行利息

(II) 費用の合計

(i) 営業者報酬

※ 営業者報酬計算例

【総出資額100万円に対して、以下の状態の損益が発生した場合】

(単位:円)

No.	項目	金額
1	利息収入(12.5%)	125,000
2	銀行利息	0
3	収入合計	125,000
4	銀行手数料	0
5	営業者の役員報酬	24,500
6	本匿名組合の決算料	10,500
7	弁護士等の顧問料	10,500
8	本匿名組合の組成のための運営費用	10,500
9	本営業におけるクレジットコスト	0
10	その他	0
11	費用合計	56,000
12	差引き利益(3-11)	69,000
13	12の総出資額に対する割合	6.9%
14	目標配当利回(1.5%/年)との差	5.4%
15	営業者報酬額	54,000

(ii) 銀行手数料

(iii) 営業者の役員に対する報酬

(iv) 本匿名組合の決算料

(v) 弁護士、公認会計士又は税理士に対する顧問料

(vi) 本匿名組合の組成のための運営費用

(vii) 本営業におけるクレジットコスト

(viii) その他の営業者関連契約に基づき本匿名組合が負担すべき費用等

③ 本匿名組合員は、営業者からの利益及び損失の分配(以下「分配損益」という。)の結果、本匿名組合員に分配された損失累計額が本匿名組合員の出資金の額を超過する場合においても、本匿名組合員は出資金の範囲内でのみこれを負担するものとします。

■ 本匿名組合契約のリスク及び留意点

(1) 本匿名組合契約の性格に関して

ファンド財産は、融資金の回収実績により日々変動しますので、金融機関の預貯金とは異なり、元本及び配当(収益)の保証はありません。また、投資した元本及び収益は、預金保険機構及び投資者保護機構の保護の対象でもありません。投資した資産の価値の減少のリスクは投資者(匿名組合員)に負担していただくこととなります。なお、当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

①元本保証がないこと

本匿名組合契約においては、出資金の元本の返還は保証されていません。従って、本事業の収益が予想を下回った場合、出資者は出資金の元本の償還を受けられないリスクがあります。すなわち、匿名組合員への利益及び出資金の元本の支払原資は、本匿名組合契約に基づき営業者が行う事業により生じる収入から本事業の実施に伴い発生した費用・損失等を控除した残額であり、かかる費用・損失等には、本事業にかかわる債権者に対する債務の支払が含まれます。従って、予定通りの収入が得られなかった場合、又は予想以上に費用・損失等が膨らんだ場合には、匿名組合員への利益の分配のみならず出資金の元本償還にまで支障を来たすおそれがあります。

②他の債権に対する劣後性

営業者が破綻した場合の残余財産の償還については、匿名組合員間においては同順位であり、出資金額の割合に応じて按分して支払われます。しかし、本匿名組合契約により、営業者が本事業に関して第三者に対し全会計期間の末日までに負担した一切の債務の支払いに劣後するため、営業者が破綻した場合には、匿名組合員による出資金の元本の回収が困難となります。

③営業に関する指図

本匿名組合契約においては、本事業に関する全ての運営等は営業者自ら又は業務受託者を通じて行うことになっており、これらにつき匿名組合員が直接指図等を行うことはできません。なお、匿名組合員は、本匿名組合契約第12条に基づき営業及び営業にかかる資産の状況につき調査することができます。

④匿名組合員の地位の流動性に関して

本匿名組合の解除は、本匿名組合契約又は商法第540条の規定による場合を除き、認められておりません。本匿名組合契約に基づく出資者たる地位及びかかる地位に基づく権利の譲渡は本匿名組合契約第22条により制限されています。また、本匿名組合契約に基づく出資者たる地位を取引する市場は存在しません。

(2)営業者が行う事業に関して

営業者は、本匿名組合契約に従い、一般社団法人生活サポート基金の多重債務者等宛生活再生資金貸付事業を行います。また、本匿名組合契約に基づく利益の分配又は出資金の返還は、専ら出資口座等で分別管理する出資金の本事業による損益を加算又は減算したあとの金額をその原資とします。従って、期待通りの収入が得られなかった場合、又は予想以上に費用が増加した場合には、利益の分配が行われず、また出資金の全部もしくは一部が毀損する可能性があります。

①営業者の破産等のリスク

営業者が債務超過又は支払不能に陥り、営業者につき破産、民事再生等の手続がなされた場合には、本事業の中止を余儀なくされ、利益の分配はもちろん、出資金の返還も行われない可能性があります。また、匿名組合員の残余財産返還請求権には、保証その他の担保

は付されていません。

②本匿名組合出資における資金調達に関するリスク

営業者は、今回の匿名組合出資の受け入れ、および、借入れを含めた資金調達にもかかわらず、営業者による本事業の実施が困難であると判断される場合には、営業者の判断によって本匿名組合契約を解除し、本匿名組合出資の受け入れ自体を中止することがあります。また、営業者が、本匿名組合出資の受け入れを中止しなかった場合においても、本事業の実施規模に影響が及び、本事業の収支に悪影響が生じる可能性があります。

③貸し倒れ損失のリスク

営業者は、貸し倒れ損失について、予定以上の貸し倒れが発生した場合には本匿名組合出資の分配金額・償還金額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

④急激な借入金利上昇のリスク

営業者が金融機関から借入する場合において、当該借入金利が急激且つ大幅に上昇した場合には、予定借入金利以上の費用が増大することによって、本匿名組合出資の分配金額・償還金額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤融資金額未達のリスク

営業者は、融資金額について、予定の融資金額が未達であった場合には、予定した利息収入が得られないことによって、本匿名組合出資の分配金額・償還金額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3)他の匿名組合員の破産のリスク

匿名組合員が破産した場合、商法第541条第3号により本匿名組合契約は終了します。本匿名組合契約においては、終了した匿名組合契約における事業の清算については、本事業の全会計期間の末日においてのみ開始することを定め、かかる点について、予め匿名組合員全員の承諾を得ることを前提としております。しかし、何らかの事情により、全会計期間の末日以前に匿名組合員から営業者に対し出資金の返還が請求され、かかる請求が認められた場合には、本事業のキャッシュフローに影響を与える可能性があります。なお、ある匿名組合員につき破産等が生じた場合であっても、他の匿名組合員との間の匿名組合契約の効力にはなんら影響ありません。

(4)匿名組合の利益の分配、残余財産の償還事務に伴うリスク

営業者は、自ら又は第三者(業務委託先)を通じて本匿名組合の利益及び損失等の分配と残余財産の返還にかかる事務を行う予定です。しかし、何らかの理由により本匿名組合員の分配・償還のための本匿名組合員の情報が不正確であった場合、又は振り込み指定口座への振込に事務上の齟齬があり適時に事務の履行がなされなかった場合、本匿名組合員に対する利益の分配及び残余財産の返還が遅滞する可能性があります。

(5)税制等の変更のリスク

匿名組合契約に関する税法の規定又はその解釈もしくは運用等が変更された場合、匿名組合員の税負担が増大し、その結果、匿名組合員の受領する配当金又は出資金の税負担考慮後の返還額に悪影響を及ぼす可能性があります。また、匿名組合契約に基づく配当金にかかる源泉徴収税についての税法の規定又はその解釈・運用等が変更された場合にも同様のリスクがあります。

(6)関連する法令の解釈・改正・変更に関するリスク

将来的に本匿名組合の事業に関する法令(金融商品取引法および貸金業法を含むが、これに限らない)の解釈の変更、法規そのものの改正が本営業者の経営および本匿名組合の運営に影響した場合には、本匿名組合出資の分配金額・償還金額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

本匿名組合出資に際しては、上記各リスクを十分にご検討し、本匿名組合契約の特性をご理解いただいた上で、出資者の知識、経験、資力、投資目的等に照らし合わせ、ご自身のご判断と責任においてご出資下さい。

■ クーリングオフについて

出資者は、本匿名組合契約の内容を十分理解していただいた上で本匿名組合契約書に署名捺印するものとさせていただきます。但し、本匿名組合契約を締結し書面を受領した日から10日間を経過するまでの間、当法人に対して書面により契約の解除を行うことができます。

上記の契約の解除は、その契約の解除を行う旨の書面を発したときに効力を生じます。契約の解除によって出資者は、何らの手続きを要することなく当然に出資者でなかったものとなります。当法人は、既に受領した出資金に利息を付さずにこれを返還いたします。但し、振込み手数料は出資者の負担とさせていただきます。この場合において、弊社は、損害賠償又は違約金の名目の如何を問わず金銭の支払を請求することができません。

1. 匿名組合契約について

本匿名組合契約は、商法上の匿名組合契約に関する規定(第535条から第542条)に基づくものです。当法人は出資者に対し、本営業から生ずる利益、損失及び金銭を本匿名組合契約に定める条件に従って分配することを約します。

商法第 535 条から第 542 条までに定められる匿名組合契約とは、当事者の一方(匿名組合員)が相手方(営業者)の事業のために出資をして、相手方がその事業から得られる利益又は損失を匿名組合員に分配することを約する契約をいいます。

商法上、匿名組合契約は、匿名組合出資を行う匿名組合員と事業を行う営業者との間で個別に締結されます。匿名組合においては、匿名組合員により拠出された出資金は事業を行う営業者に帰属し、営業者は自己の権限と裁量に基づいて事業を行います。また、営業者だけが事業の主体として第三者に対して直接の権利義務を保有し、出資者たる匿名組合員は表面に現れ

ないことから「匿名組合」という名があるものです。

従って、匿名組合員は、営業者に対し、残余財産の返還及び利益(もしあれば)の支払を請求できる権利を有しますが、事業の結果、損失が発生し、残余財産が減少している場合には、その残額のみしか返還されず、最悪の場合には、残余財産の返還が不能になる場合があります。

このように、匿名組合契約においては匿名組合員の残余財産の返還が保証されているものではなく、匿名組合員は損失を蒙る可能性もあります。しかしながら、匿名組合員は、出資義務の価額を限度として事業の危険を負担することとどまりますので、契約時に支払う出資金を超えて追加出資等を行う責任はなく、その他第三者に対して責任を負うこともありません。

2 本ファンドについて

本匿名組合の営業者と投資家が締結することとなる本匿名組合契約には、商法第 535 条に規定されている匿名組合契約である旨規定されており、本匿名組合は上述の内容を有する匿名組合であります。

【営業者名】	一般社団法人 生活サポート基金
【代表者の役職氏名】	代表理事 久保田 修三
【主たる事務所】	東京都新宿区神楽河岸1番1号 セントラルプラザ6階
【事務連絡者氏名】	中村信弘
【電話番号】	03-5227-7260
【組合の名称】	個人再生ファンド匿名組合Ⅱ
【組合契約出資持分の金額】	定めない
【縦覧に供する場所】	一般社団法人 生活サポート基金事務所
【第二種金融商品取引業登録番号】	関東財務局長(金商)第1976号

■ 発行者情報

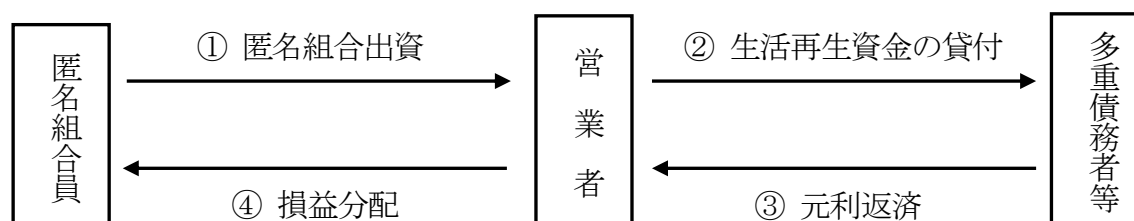
1 組合等の状況

(1) 組合等の目的及び基本的性格

各組合員の出資によりファンドを形成し、これを生活再生の見込みのある多重債務者等に融資することにより、多重債務者等の生活再生に寄与すると共に、多数の組合員からの出資金を社会的に有意義に運用し、組合員に配当するもの。

(2) 組合等の仕組

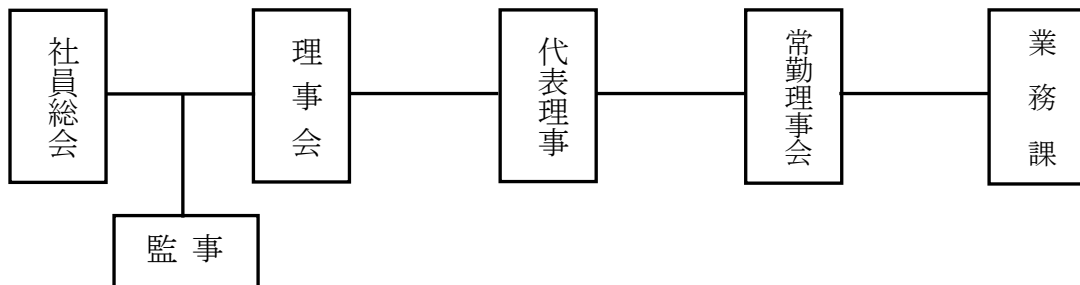
本組合に関連するスキーム図は、以下の通りです。



- ① 匿名組合の営業者である一般社団法人生活サポート基金と匿名組合員との間で、本匿名組合契約が締結されます。匿名組合員は当該契約に基づき本匿名組合出資を行います。
- ② 営業者は、本匿名組合出資を原資として融資申込者に対して審査の上、融資を行い、また融資金の回収を行います。
- ③ 一般社団法人生活サポート基金は、多重債務者等に対する生活再生資金融資事業により得た利益を出資者に分配いたします。

(3) 組合等の機構

- ① 組合等の運用体制 組合等の運用は全て営業者にて行い、必要に応じて弁護士、税理士その他の専門家の補助を受けます。
- ② 営業者の意思決定機構 営業者の組織は以下の通りです。



2 投資方針

(1) 投資方針

この組合は、一般社団法人生活サポート基金の多重債務者等宛生活再生資金貸付事業に投資を行います。

多重債務者等宛生活再生資金貸付事業は、多重債務者等の中でも生活再生資金を融資することが生活の再建に当って有効である多重債務者等を対象として貸付を行うことで、安定かつ効率的な資産運用を目指します。貸付条件は以下の通りです。

- ① 貸付期間:原則として10年以内
- ② 返済方法:原則として元利均等による分割返済または期日一括返済
- ③ 貸付利率:原則として12.5%以内
- ④ 利率変更:原則として貸付期間中固定とします。但し、金融情勢の著しい変化その他相当の事由がある場合には、残りの貸付期間に対応する固定金利として一般に合理的と考えられる利率に変更されることがあります。

(2) 投資対象

一般社団法人生活サポート基金の貸付対象の選定基準は、多重債務者等のうち、生活再生の見込みのある方で、その方法として生活再生資金の利用が有効である方を対象とします。

(3) 運用体制

運用は全て営業者にて行います。また、必要に応じて弁護士、税理士その他の専門家の補助を受けます。

(4) 分配方針

投資者は出資比率に応じて本事業から生じる利益の分配を受ける権利を有し、あるいは損失を負担する義務を負います。分配は、別に定める分配日に匿名組合持分の発行済総口数に均等に分配します。

(5) 出資者目標配当利回 1.5%(年間ベース・税引前)

3 当ファンド概要

- | | |
|-------------------|---|
| (1) ファンド名(組合等の名称) | 個人再生ファンド匿名組合Ⅱ |
| (2) 発行者(営業者) | 一般社団法人 生活サポート基金 |
| (3) 発行(売)価格 | 一口あたり 金 100,000 円 |
| (4) 契約期間 | 定めない |
| (5) 運用開始日 | 営業者口座入金日の属する月の
翌々月初日より運用開始 |
| (6) 申込単位 | 1 口以上 1 口単位 |
| (7) 払込期日 | 申し込みから1ヶ月以内 |
| (8) 払込取扱場所(営業者口座) | みずほ銀行 銀座支店 普通預金口座 2717215
東京都中央区銀座 4-2-11
一般社団法人 生活サポート基金 個人再生ファンドⅡ |
| (9) 分配回数 | 各事業年度末 1 回 |
| (10) 分配時期 | |

各事業年度末日を配当基準日とし、確定現金分配額を各事業年度末日から 90 日以内に、本匿名組合員に分配するものとします。(収益がプラスの場合)

(11) 譲渡の制限

本匿名組合契約第 22 条の規定により、本匿名組合契約に基づく権利の全部または一部の譲渡を営業者の事前の書面による承諾なしに行うことはできません。

(12) 解約

契約締結後 3 年間は解約できませんが、3 年経過後は毎年 9 月 30 日までに書面により申入れを行うことで解約が可能です。

損益分配は、解約申出の日を含む営業年度の末日をもって行い、元金の償還および配当金の支払いは事業年度末日から 90 日以内に行います。

4 租税の概要

営業者は、各事業年度末日を配当基準日とし、確定現金分配額を各事業年度末日から 90 日以内に、本匿名組合員に分配するものとします。但し、営業者が必要と認める場合には源泉徴収税額として利益分配の支払額と営業者が合理的に判断する額につき 20.42%(復興特別

所得税含む所得税法に定められる率であり、税制改正後はその率に従う)の税率で計算された額を営業者が徴収します。

5 管理及び運営

(1) 資産管理等の概要

① 資産の評価

(I) 算出方法

匿名組合員持分1単位の価格は、ファンドに属する資産を法令及び契約書にしたがって評価して得た総資産から総負債を控除して得た金額を計算日のファンドの総口数で除した金額となります。

(II) 算出頻度 毎決算日

(III) 照会方法 持分1単位の価格の照会は営業者事務所にて行うこととします。

② 申込み(販売) 手続等 当ファンド概要に従って本募集が行われます。

③ 運用開始日 入金確認日の属する月の翌々月初日から運用を開始します。

④ 払戻し手続等 原則として中途解約はできません。

⑤ 存続期間 定めません。

⑥ 事業年度 毎年12月1日から翌年11月30日まで

⑦ 分別管理先 (1) みずほ銀行 銀座支店 普通預金 口座番号 2717215

東京都中央区銀座4-2-11

名義人 一般社団法人 生活サポート基金 個人再生ファンドⅡ

(2) みずほ銀行 銀座支店 普通預金 口座番号 2583200

東京都中央区銀座4-2-11

名義人 一般社団法人 生活サポート基金 個人再生ファンドⅡ

(3) ゆうちょ銀行 019支店 当座預金 口座番号 0390847

東京都中央区築地4-2-2

名義人 一般社団法人 生活サポート基金 個人再生ファンドⅡ

⑧ 分別管理の確認方法 銀行口座の入出金記録によります。

⑨ その他重要事項

(I) 出資の増減に関する制限 該当事項はありません。

(II) 本匿名組合の終了

本匿名組合契約は、以下のいずれかの事由の発生により、当然に終了するものとします。

(i) 本営業の継続が不可能もしくは著しく困難となったと営業者が合理的に判断した場合で、営業者がその合理的裁量により本営業の終了を本匿名組合員に通知した場合。

(ii) 各当事者が商法第540条第2項の規定に従いやむことを得ざる事由に基づき本匿名組合契約を解除する権利を行使した場合。但し、本営業の収益の悪化は、営業者に本契約に定める義務の重大な違反があり、それによって本営業の収支が著しく悪化したと認められる場合を除き、やむことを得ざる事由とはみなさないものとします。

(iii) 営業者又は本匿名組合員に対し、破産手続開始決定がなされた場合。
(iv) 営業者が、本匿名組合契約に基づく出資、およびそれ以外の資金調達その他の方法によっても本営業の実施が困難であると合理的に判断した場合に、本匿名組合員に通知のうえ、本匿名組合契約を解除した場合。

(v) 契約が解約された場合

(vi) 本匿名組合員について、以下の各号の事由又は本匿名組合員による債務不履行事由が発生した場合、営業者は、その裁量により本匿名組合員に通知することにより本匿名組合契約を解除できます。

イ. 本匿名組合員が、本匿名組合契約に基づく金銭の支払い義務の履行を7日以上遅滞した場合。

ロ. 本匿名組合員が、本営業の遂行の妨げとなる行為を行った場合、その他本匿名組合契約に規定する義務を懈怠又は、これに違反した場合。

ただし、その治癒が可能である場合には、かかる懈怠または違反の治癒を求め通知が営業者から本匿名組合員に対して到達後30日間かかる懈怠又は違反が継続した場合。

(III) 利害関係人との取引制限 法令に規定する場合のほかはありません。

(IV) 組合員の権利

本匿名組合員は法令及び本匿名組合契約に基づき、出資金払戻し請求権、利益配当請求権を有する他、商法第539条により、各営業年度の終了時点において、営業時間内に限り、営業者の貸借対照表及び損益計算書の閲覧を求めることができ、また、匿名組合の業務及び財産状況を検査することができます。さらに、相当の事由がある場合には、匿名組合員は、裁判所の許可を得て、何時にても匿名組合の業務及び財産の状況を検査することができます。

(V) 苦情対応

営業者は、苦情対応等に対応する窓口を営業者の総務部に設け、申立人からの苦情等に関して必要な対応を行います。

(VI) 紛争解決対応

営業者は、裁判外紛争解決制度に対応するため、下記の指定紛争解決機関に裁判外紛争に係る業務を委託している一般社団法人第二種金融商品取引業協会へ加入しており、それらと連携することにより本匿名組合員の利益保護を図り、また本匿名組合員はこれらの機関に相談や紛争解決のために申し立てをすることができます。

(i) 紛争解決にかかる団体

イ. 名称 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

ロ. 連絡先 0120-64-5005

(ii) 登録日・登録番号

イ. 登録日 平成22年9月30日

ロ. 登録番号 特定事業者番号 第328号

6 営業者情報

- 【営業者名】 一般社団法人 生活サポート基金
【所在地】 東京都新宿区神楽河岸1番1号セントラルプラザ6階
【設立日】 平成17年12月14日
【基金】 9100万円
【運営体制】 代表理事・理事長 久保田修三
代表理事・副理事長 中村信弘
副理事長 金丸正樹
常勤理事 清原公美子 吉田知子
理事 辻正一 小関隆志 加瀬和美 吉中由紀
監事 向田映子
【Email】 info@ss-k.jp
【登録等】 第二種金融商品取引業 関東財務局長(金商)第1976号
貸金業者登録 東京都知事 第31633号
日本貸金業協会会員 第2963号
第二種金融商品取引業協会会員 第206号

■ 連絡方法

TEL: 03-5227-7260

FAX: 03-5227-7267

※ 受付時間: 平日9:30~18:00

出資対象事業持分の取得に係る取引に関する事項

本匿名組合契約に関する事項

- | | |
|--|---|
| ① 出資持分の名称 | 個人再生ファンド匿名組合Ⅱ |
| ③ 出資持分の形態 | 商法第 535 条に基づく匿名組合出資持分であり、券面は発行されません。 |
| ③ 契約の申込みに関する事項 | 一般社団法人 生活サポート基金との間で匿名組合契約を締結するために、所定の契約書に、出資者に係る情報、希望する申込口数(1 口 10 万円)及び分配金など振込先指定口座を記入いただき、お申込みいただきます。 |
| ④ 出資又は拠出をする金銭の払込みに関する事項 | 下記の営業者口座に出資金を振り込んでいただきます。
みずほ銀行 銀座支店
東京都中央区銀座 4-2-11
普通預金口座 2717215
一般社団法人 生活サポート基金個人再生ファンドⅡ |
| ⑤ 契約期間 | 契約期間の定めはありません。 |
| ⑥ 解約に関する事項 | |
| イ 解約の可否 | 契約締結後 3 年間は解約できませんが、3 年経過後は毎年 9 月 30 日までに書面により申入れを行うことで解約が可能です。 |
| ロ 解約により行われる出資持分に係る財産の分配に係る金銭の額の計算方法、支払い方法及び支払予定日 | 損益分配は、解約申出の日を含む営業年度末日までを持って行い、その年度の出資期間に応じて配当率をかけて計算します。元金の償還および配当金の支払いは事業年度末日から 90 日以内に指定口座への振り込みにて行います。 |
| ハ 解約に係る手数料 | 解約手数料は生じません。 |
| ⑦ 損害賠償額の予定(違約金を含む。) | 本匿名組合契約の当事者の一方が同契約上負担する支払義務の履行を遅延した場合には、遅延した者は相手方に対して、支払期日の翌日から支払済みに至るまで未払債務に対して年 5%の遅延利息を支払うものとします。 |
| ⑧ 出資者の権利及び責任の範囲に関する事項 | |
| イ 出資対象事業に係る財産に対する顧客の監視権の有無及び顧客が当該監視権を有する場合にあっては、その内容 | 会計報告書及び事業報告書を受領後、その対象期間における本事業の状況について営業者に質問することができます。
また、商法第 539 条に従い、匿名組合事業及び営業 |

- ロ 出資対象事業に係る財産の所有関係
- ハ 顧客の第三者に対する責任の範囲
- ニ 出資対象事業に係る財産が損失により減じた場合の顧客の損失負担に関する事項
- ホ 出資対象事業持分の内容

者の財産状況について検査することができます。
出資対象事業に係る財産は、全て営業者に帰属します。

出資者は、第三者に対して匿名組合に関する責任を一切負担しません。

匿名組合の財産が損失により減じた場合には、出資金の範囲内でその損失をご負担いただきます。

出資者が保有する権利は、商法第 535 条に基づく匿名組合出資持分であり、出資者は、出資金を超えて損失又は義務を負うことはありません。

出資対象事業の運営に関する事項

- ① 出資対象事業の内容及び運営の方針
- ② 組織、内部規則、出資対象事業に関する意思決定に係る手続その他の出資対象事業の運営体制に関する事項
- ③ 出資対象事業持分の発行者の商号、名称又は氏名、役割及び関係業務の内容
- ④ 出資対象事業の運営を行う者の商号、名称又は氏名、役割、及び関係業務の内容

出資の対象となる事業は、出資金によりファンドを形成し、これを生活再生の見込みのある多重債務者等に融資し、当該融資に係る元利金の支払いをもって出資者への配当を行う事業です。

一般社団法人 生活サポート基金は、貸金業(東京都知事 第 31633 号)の登録を受けており、上記事業に関し、貸金業の規制等に関する法律(昭和 58 年法律第 32 号)割賦販売法(昭和 35 年法律第 159 号)に則り、資金需要者の利益を保護し、適正に運営して参ります。

出資対象事業の運営体制は以下のとおりです。

(1)金銭の貸付業務に係る体制

一般社団法人 生活サポート基金の貸付事業部が担当いたします。

(2)貸付金元本及び利息等の回収業務に係る体制

一般社団法人 生活サポート基金の貸付事業部が担当いたします。但し、第三者に委託することがあります。

(3)回収金等の分配業務に係る体制

一般社団法人 生活サポート基金の貸付事業部が担当いたします。

商号:一般社団法人 生活サポート基金

役割:匿名組合出資持分の発行及び本事業の運営
関係業務の内容:出資対象事業たる金銭消費貸借契約の締結、貸付債権の管理及び回収

上記③と同じです。

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ⑤ 出資対象事業から生ずる収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配の方針 | (1) 配分方針
投資者は出資比率に応じて本事業から生じる利益の分配を受ける権利を有し、あるいは損失を負担する義務を負います。分配は、別に定める分配日に匿名組合持分の発行済総口数に均等に分配します。
(2) 出資者目標配当利回り
1.5%(年間ベース・税引前) |
| ⑥ 事業年度、計算期間その他これに類する期間 | 事業年度:毎年12月1日から翌年11月30日まで |
| ⑦ 出資対象事業に係る手数料等の徴収方法及び租税に関する事項 | 出資対象事業に係る手数料等の項目および徴収方法は、本締結前交付書面の1ページのフアンドに係る手数料等の諸費用の(1)から(5)に記載されているとおりです。なお、出資者は、適用ある税法の規定に従い、出資者に対して行われる利益の分配に対して課される税金相当額を営業者が源泉徴収することに同意します。
営業者は、出資者から預託を受けた金員及び本営業の損益から生じる金銭を管理するため、営業者の固有財産を保管する銀行預金口座とは別の営業者が必要と認める銀行口座を開設し、営業者の固有財産並びに営業者が行う本営業以外の営業における預託金及び出資金等と分別して管理します。
営業者は、本匿名組合員から預託を受けた金員及び本営業の損益から生じる金銭を、営業者の固有財産並びに本営業以外の営業に関する預託金及び出資金等と適切に区分して経理します。 |
| ⑧ 分別管理の方法 | |

出資対象事業の経理に関する事項

- | | |
|------------------------------|---|
| ① 貸借対照表 | 別添のとおり |
| ② 損益計算書 | 別添のとおり |
| ④ 出資対象事業持分の総額 | 305,400,000円 |
| ⑤ 発行済みの出資対象事業持分の総数 | 3,054口 |
| ⑤ 配当等に関する次に掲げる事項
イ 配当等の総額 | 原則として、当該事業年度における確定現金分配額あたり、本匿名組合契約第8条第2項に定める収入の合計から第8条第2項に定める費用の合計を控除した金額から、出資者配当目標利回り(1.5%(年間ベース・税引前))を限度として配当いたします。 |

ロ 配当等の支払方法	配当については、各事業年度末日から 90 日以内に、予め指定された分配金等振込先指定口座に振り込む方法により支払います。
ハ 配当等に対する課税方法及び税率	利益の配当に対しては、支払時に 20.42%の復興特別所得税含む源泉所得税が徴収されます。なお、税率は本書作成日現在のものであり、将来にわたって保証されるものではありません。
⑤ 総資産額、純資産額、営業損益額、経常損益額及び純損益額	本匿名組合の金額は以下のとおりです。 総資産額:309,199,245円 純資産額:305,400,000円 営業損益額:3,953,591円 経常損益額:4,047,147円 純損益額: 0円
⑥ 出資対象事業持分一単位当たりの総資産額、純損益額及び配当等の金額	一単位当たりの総資産額: 101,244円 一単位当たりの純損益額: 0円 一単位当たりの配当等の金額: 1,042円
⑦ 自己資本比率及び自己資本利益率	自己資本比率98.94%、自己資本利益率 0%
⑨ 出資対象事業が有価証券以外の資産に対する投資を行う事業であるものである場合にあつては、当該資産に関する次に掲げる事項	
イ 資産の種類ごとの数量及び金額	長期貸付金のみ 213,816,134円
ロ イの金額の評価方法	出資の対象となるのは、借入人(多重債務者等)に対する貸付債権であり、その金額は営業者が借入人に貸し付けた金額です。この金額が貸付債権の評価額となります。
ハ イの金額がそれぞれ出資対象事業に係る資産の総額に占める割合	本事業における資産は、借入人(多重債務者等)に対する貸付債権が 100%です。

事業型出資対象持分に関する金銭の管理方法に関する事項

① 事業型出資対象事業持分に関する金銭の管理の方法	
イ 預金又は貯金の口座のある銀行等の商号又は名称	(1) みずほ銀行 銀座支店 東京都中央区銀座4-2-11
ロ 預金又は貯金の口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地	名義人 一般社団法人 生活サポート基金 個人再生ファンドⅡ
ハ 預金又は貯金の名義	普通預金 口座番号2717215
二 預金又は貯金の口座番号その他の当該預金又は貯金を特定するために必要な事項	(2) みずほ銀行 銀座支店 東京都中央区銀座4-2-11 名義人 一般社団法人 生活サポート基金 個人再生ファンドⅡ 普通預金 口座番号2583200

(3) ゆうちょ銀行 019支店
 東京都中央区築地4-2-2
 名義人 一般社団法人 生活サポート基金
 個人再生ファンドⅡ
 当座預金 口座番号0390847

- ② 分別管理の実施状況及び当該金融商品取引業者等が当該実施状況の確認を行った方法
 営業者は、出資者から預託を受けた金員及び本営業の損益から生じる金銭を管理するため、営業者の固有財産を保管する預金口座とは別に上記①記載の各預金口座を開設し、営業者の固有財産並びに営業者が行う本営業以外の営業における預託金及び出資金等と分別して管理しています。
 営業者は、上記①記載の各預金口座に係る通帳を確認し、当該預金口座の入出金記録と残高を照合し、出資金その他本営業に係る入出金の金額と口座残高に齟齬が生じていないか確認しています。
- ③ 出資対象事業に係る資金の流れに関する次に掲げる事項
 イ 事業型出資対象事業持分を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の用途の具体的な内容及び当該金銭その他の財産の各用途への配分に係る方針
 出資金は、本匿名組合に係る費用等の支払いに充てられるほか、原則として、生活再生の見込みのある多重債務者等に対する融資に全て充てられます。
- ロ 事業型出資対象事業持分を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産に係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割
 商号:一般社団法人 生活サポート基金
 役割:本匿名組合の営業者として、費用支払い及び融資実行に係る送金を行うほか、出資金の管理を行います。
- ④ 事業型出資対象事業持分を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産に係る外部監査の有無及び当該外部監査を受ける場合にあっては、当該外部監査を行う者の氏名又は名称
 外部監査を行っておりません

出資対象事業持分の取得に係る取引に関する事項

貸付事業等権利についての以下の情報

① 対象期間末における貸付総額	① 貸付総額	213,816,134円
② 運用対象期間中の元本と利息の返済額、回収率	② 返済額 回収率	90,232,318円 42.22%
③ 滞納又は延滞状況（滞納・延滞額、滞納延滞率）	③ 滞納・延滞額 滞納延滞率	48,035,359円 22.4%

④ 貸付先（借り手）の債務超過や滞納・デフォルト、返済猶予（リスケジュール）が判明した時に当該事実	④ デフォルト件数	1件
	デフォルト額	962,201円
	デフォルト率	0.42%

別添

■貸借対照表

令和6年11月30日現在

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
現金・預金	91,121,109	預かり金	614,333
長期貸付金	213,816,134	未払配当金	3,184,912
未収利息	4,946,214	負債合計	3,799,245
貸倒引当金	▲684,212	出資の部	
		出資金	
		個人再生ファンド匿名組合Ⅱ	305,400,000
		その他利益剰余金	0
		純資産合計	305,400,000
資産合計	309,199,245	負債・純資産合計	309,199,245

■損益計算書

令和5年12月1日～令和6年11月30日

(単位:円)

科目	金額	
売上高		
貸付金利息	19,791,651	
計		19,791,651
支払利息	3,152,840	
販売費及び一般管理費		
販売費及び一般管理費	12,685,220	
計		15,838,060
営業利益		3,953,591
営業外収益		93,556
経常利益		4,047,147
特別利益		
貸倒引当金戻入		698,365
税引前当期純利益		4,745,512
法人、住民税・事業税		1,560,600
匿名組合分配額		3,184,912
営業者報酬		0
当期純利益		0